

## 申請者の皆様へ

登録申請をいただいた「サービス付き高齢者向け住宅」が、有料老人ホームに該当するか確認するため、下記の項目に回答をお願いします。

「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を受けている事業者の皆様につきましては、当該住宅が有料老人ホームに該当する場合でも、老人福祉法第29条による有料老人ホーム事業の開始、変更、廃止及び休止の届出は不要となりますが、今後、有料老人ホームに関する各種調査等への協力をお願いすることがありますので御理解ください。

※ 下記の各項目に該当する場合は「○」を、該当しない場合は「×」を記入してください。

### 記

#### 1 提供するサービスについて

次の4つのうちいずれかのサービスを提供していますか？（今後提供する予定である場合や他の事業所への委託により提供する場合を含みます）

ア 食事の提供    イ 入浴、排泄又は食事の介護    ウ 洗濯、掃除等の家事  
エ 健康管理

注) 安否確認、生活相談、フロントサービス、共用施設の清掃は含みません。

チェック欄

#### 2 入居期間について

契約書に定める入居契約期間は概ね4ヶ月以上ですか？（終期の定めがない場合を含みます。）

チェック欄

上記1、2の項目の両方が「○」の場合、登録申請をいただいた「サービス付き高齢者向け住宅」は、有料老人ホームにも該当しています。